

第9回中野区子ども・子育て会議 議事録

【日時】

平成26年11月18日（火） 16:00～18:00

【場所】

区役所 5階 教育委員会室

【出席者】

(1)出席委員 11名（欠席3名）

網野会長、寺田副会長、荒牧委員、和泉委員
安藤委員、羽田委員、小林委員、藤田委員
青佐委員、鈴木委員、石田委員

(2)区側出席者 2名

子ども教育部長、地域支えあい推進室長

(3)事務局 11名

子ども教育部副参事	4名
地域支えあい推進室副参事	3名
子ども教育経営分野企画財政担当	4名

【会議次第】

(1)開会

(2)議題

- ①中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する
意見交換会の結果について
- ②子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について
- ③その他

(3)閉会

事務局（子ども教育経営担当）

会議に先立ちまして事務局からご報告をさせていただきます。本日、田中委員、本田委員、今井委員におかれましては、ご欠席されるということでご連絡をいただいております。したがって、本日ご出席いただいております委員は11名となります。委員の半数を超えておりますので、中野区子ども・子育て会議条例第5条に基づき、会議は有効に成立しております。

では、会議の進行を会長にお願いいたします。

網野会長

本日もご出席いただきありがとうございます。全国的にも新制度の準備は進んでいるのですが、中野区のように子ども・子育て会議を数多く開催している自治体はそんなに多くありません。大変熱心に取り組んでいるということだと思います。本日もまた重要な議題がございますので、よろしくお願いいたします。

議題1「中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）

に関する意見交換会の結果」について

網野会長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず、議題1「中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見交換会の結果」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（子ども教育経営担当）

〈資料1-1、1-2を説明〉

網野会長

ありがとうございます。意見交換会でいただいた意見の具体的内容と中野区の回答についてご説明いただきました。委員のみなさまからご意見を伺う前に、申し訳ございませんが私の方から一つご質問させていただきます。この意見交換会の概要については、既に公表されているのですか。

事務局（子ども教育経営担当）

説明が不足しており申し訳ございません。意見交換会の概要と区の回答につきましては、今後、区議会に報告したあとに区ホームページ等にアップをしていきたいと考えてございます。

網野会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

羽田委員

私も野方の意見交換会に出席させていただきました。公園の利用とか乳幼児から青少年の居場所の問題については、意見交換会が終わった後も地域の皆さんは真剣に悩んでいました。子どもたちが商店街でたむろしているとか、児童館の閉鎖で子どもたちの居場所がないとか、また、防犯カメラについても常にチェックしているわけではなく、事件が起こったときに確認するものなので、やはり子どもたちにとって安全な施設をつくってほしいという話をされていました。参考になればと思いますし、私も以前からそういうふう感じておりましたので、今後生かしていただければと思っています。

質問としては、資料1－2の目標II 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭のNO.6のところですね。小規模保育等の地域型保育事業は0～2歳までが対象になるけれども、3歳になったらどうなっていくのかという質問で、区の回答は連携施設の調整を図っていくというお答えになっております。民間保育園としましては、やはり人員もかかりますし、本当に実際に可能なのかというところでは全然見通しがたたない状況です。看護師の訪問や交流、給食の搬入とかだけでなく、小規模保育園の子どもたちを保育園内で遊ばせたりしないと、本来の連携施設にはならないと思いますので、まだ、見通しがたっていない中、これで全て解決できるような説明だけだとなかなか区民の方の不安も解消できないのではないかと思います。その辺のことで考えていらっしゃるものがあつたらもっと詳しく教えてください。

また、NO.8の家庭的保育事業等でも認可保育所と同レベルのサービスが受けられるのかというところですが、例えば小規模保育事業のB型は有資格者が半分で認可とは違います。また、区の回答には「家庭的な雰囲気での保育などさまざまな良さがあつて」となっていますが、この「さまざまな良さ」というのが私たちにはある意味、格差があるということだと感じられます。区の方は「さまざまな良さ」をどういう良さと思つていらっしゃるのかお聞かせください。

最後にNO.10の園庭がない保育施設が増えると公園が取合いになるのではないのかという質問ですが、公園の利用については適切に区が調整していくとなっています。区立公園は区民の憩いの場所であるので、調整といつてもどのようなイメージなのかお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

網野会長

最初のことは、意見交換会の補足ということによろしいですね。

それでは、ただ今のご質問について事務局からお願いいたします。

事務局（幼児施策整備担当）

まず、連携施設についてですが、5年間の経過措置の中で調整させていただきたいと考えてございます。事業計画の確保方策でも、認可保育所の整備を盛り込んでおります。新たに受け皿となる認可保育所を用意しながら、区立だけでなく私立保育園にもご協力いただき、連携施設を確保していきたいというふうに考えてございます。3歳以降の受け皿だけでなく、日常の集団保育といった連携保育も必要になってまいりますので、日常の交流の中でお子様の活動なども充実させていきたいと考えております。

次に家庭的保育等の「さまざまな良さ」という点につきましては、認可保育所に比べると少人数になりますので、お子様と保育従事者との接点が非常に密になり、お子様にとってより家庭的な雰囲気ですごすことができます。そのことがやはりお子さんの安心感につながっていくのかなと思います。そういった面では、保護者の方にとっても評価をいただける要素があるのではないかと考えてございます。

また、園庭についてですが、現在園庭がない園はそれほど多くはございませんので、公園等を取り合うという状況は生じてございません。しかし、今後園庭のない施設が増えて調整が必要ということになった場合については、区のほうできちっと利用調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

事務局（保育園・幼稚園担当）

私のほうから連携施設について、少し補足をさせていただきたいと思います。連携施設に関しましては、受け皿というところではとても大きな課題があるかなというふうに思っているところでございますが、日常の交流に関しましては、現在、区立保育園のほうでも合同保育を実施するといったようなところで進めております。私立保育園の皆様へは、徐々にその辺の条件を詰めていきながらご相談をさせていただき、適切な連携施設の設定に向けて進めていければいいかなというふうに考えているところでございます。

網野会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

藤田委員

先ほどのお話にもかかわることなのですが、目標 II の NO. 8 のところの「さまざまな良さ」というところは、私も少し引っかかる表現だなというふうに思っていました。親密さ、安心感といったところで先ほどご説明をいただきましたが、例えば私の子どもが通っている保育園でも、クラス担当の先生だけではなくて、ほかの先生方まできちっと名前と顔を一致して呼びかけてくれます。ですので、親密さということでは大きな規模の園でもあるのではないかなというふうに思いながら聞いていました。

どこか気になるのは、「さまざまな良さ」があると仮定して、それを自分の子どもの預け先を決めるときに、その良さが判断材料になるのかどうかというところが結構皆さん気になっているのではないかと思います。家庭的保育等ができて、選択肢の幅が広がるのだよというような書き方をしている割には、多分選択肢はそれほど広がらずに、待機児解消のための受け皿を増やすという方向なのかなと何となく漠然と思ってしまいます。そういうところまで含めての回答でないと「さまざまな良さ」というのは使い勝手はいいけれども難しい言葉なのかなと思います。

網野会長

ちょっと補足してよろしいでしょうか。家庭的保育事業等の新しい地域型保育給付に関しては、0～2歳というのが主な対象となっています。

これらの地域型保育給付については、いわゆる集団型の保育との対比でどちらがいい、悪いとかいう話に時々なるのですが、むしろ0～2歳ぐらいの子どもたちにとっては、家庭生活的な部分を基本として、やはり親にかかわるぐらいの安心感の中で過ごすことが、人生の初期、特に赤ちゃんや低年齢の幼児にとって非常にいろいろな意味があるということ結構研究されていて、ある程度立証されている部分もあります。その点で言うと、子どもにとって大事な生活の本拠を中心にして、生活の流れができるという点はやはり大きな意味があると思います。さらに非常に少人数の保育ということで、子どもの立場から見ると、僕にとっての、私にとっての大切な人という部分では、とても安心感があるかと思います。

もう少し広く、世界的視野で見ますと、日本は家庭的保育のような制度を取り入れるのが本当に遅すぎたと思います。例えば、スウェーデンのように育児休業がしっかりしていると0歳は家庭で子育てします。その延長線で、1歳、2歳にはむしろ家庭的保育が基本になっているぐらいで、世界の保育の仕組みからいうと家庭的保育は相当重視さ

れております。過去、一番多いときで130ぐらいの自治体が国の制度ではないけれども独自に取り入れてきました。また、NPO法人もここ数年活発に活動しておりますが、特に利用されている保護者から何か強くご指摘されたというのは、私が知っている範囲ではあまりなかったと思います。ご参考までにお話させていただきました。

藤田委員

ありがとうございます。大変参考になりました。私は割と規模の大きな保育所に子どもを預けていますが、確かにそういうメリットは集団の中ではなかなか難しいかなと思いました。

家庭的保育はこうですよ、小規模ではこうですよ、というところが申し込む側にもっと伝わるとより選択肢という意味ではいいのかなというふうに思いますので、申し込みの段階でそこまで説明があると保護者にとっては非常にありがたいかなと思います。

寺田副会長

私は保育園の保育士として26年間勤めていましたので、そのときのことを想起しながらお話をさせていただきます。

例えば、2歳児クラスで20人の子どもたちを一斉に集団保育するよりも、10人の集団を2つに分けて保育したほうが、子どもにとっても保育者にとってもずっと穏やかですし、細やかな対応ができると思います。2歳児クラスは保育者1人で6人の子どもをみますが、家庭的保育は保育者1人で子ども3人であるというこの対人数比率から考えても、より家庭的な保育が展開できると想像できます。

それから、大人数でとても広いホールだとか保育室にいるよりも、むしろ狭い6畳ぐらいの絵本がたくさん置いてあるようなお部屋のほうがずっと子どもたちも落ち着くのですね。それはより家庭に近い環境だからだと思います。このことは、私も研究を続けてきて感じていることでもございます。

また、アレルギーの対応だとか、ちょっとした子どもの癖だとか、体調だとか、特に0、1、2歳の場合は、その日によっても、その時間によっても大きく変化することがあります。そういうことを鑑みると保育園の場合は11時間開所ですので、朝の方、夕方の方など複数の先生に会う場合もあるわけですが、より家庭に近い、母親に近いような環境で子どもを見てもらえるのは、特に年齢が小さい0、1、2歳であるからこそとても有効であるのではないかなと思います。

集団保育を決して否定しているわけではないですが、家庭的保育等の良さというもの

もあるのかなと思います。

それと、先月も中野サンプラザで、これから保育者になりたいと思う方、もともと保育者の資格をお持ちだけれどもこれから保育を始めようかなと思っていらっしゃる、いわゆる潜在保育士の方などに向けた研修に私も参加させていただきました。中野区でもたくさん研修がございますので、保育士の質ということでもあまりご心配なさらなくても大丈夫なのではないかなと思います。

網野会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員

目標 II の NO. 11 の区立保育園で延長保育時間を拡充しないのかという質問に対しての区の回答なのですが、区立保育園だと保育士の確保が難しいと考えており、引き続き民営化の中で対応していくと言っています。

区は確保しない、できないけれども、民営の方たちだと保育士は確保できるというふうに読めてしまうのですが、そういう理解でよろしいのですか。それだけちょっと教えてください。

事務局（保育園・幼稚園担当）

分かりにくい表現となっておりました。申し訳ございません。現在、私立保育園は本当に良いサービスを提供しておりますが、区立保育園でサービス拡充ということになれば、やはりコストがかかってくるということでございます。

区立保育園の建てかえ民営化の中で私立保育園にお任せできる場所も十分ございますので、民営化の中でこの延長保育のニーズには応えていくといったような趣旨でございます。

鈴木議員

保育士の確保が難しいというか、やはり経費がかさむということですね。ありがとうございます。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

和泉委員

先ほどから家庭的保育、小規模保育のことが話題に上っているわけですがけれども、利用者目線で考えたときに来年度の 4 月 1 日からそういう選択肢が本当にあるのかという

ところが重大な関心事だと思います。まだ公定価格も決まっていない状況の中で、なかなか難しいのかもしれませんが、今後の確保の見通しなどありましたら教えていただければと思います。

事務局（幼児施策整備担当）

現在、区内のグループ型家庭的保育事業については、小規模保育事業へ移行するというところで、ご準備いただいているところでございます。また、別途募集している小規模保育事業につきましては、経過途中でございますので確定的なことは申し上げられませんが、参入意向がある事業者からはお問い合わせ等をいただいておりますので、今後一定の見込みがあるというふうに考えてございます。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

羽田委員

私が意見交換会に参加したときに意見交換会が3回だけなので、もっとやってほしいという意見がでていました。その時は個々にご意見ご要望があればお聞きしますということだったのですが、今後はパブリック・コメントだけでもう説明会や意見交換会等はやらないのでしょうか。個人的にはもっとやっていただけるとありがたいと思っておりますが、もう予定がないのでしたら、やはり計画や新制度の流れ等をどんどんお知らせしていただきたいと思っております。

事務局（子ども教育経営担当）

計画につきましては、非常にタイトなスケジュールとなつてございますので、今後意見交換会を実施する予定はございませんが、制度自体の説明につきましては、例えば次世代育成推進委員の皆様への研修会を実施するなど周知に努めてまいります。

個別のお問い合わせにつきましては私どもとしても誠意をもってお答えさせていただきますので、ご遠慮なくお問い合わせください。各所管の窓口につきましても、意見交換会の資料の中にお示しさせていただいているところでございます。

網野会長

ありがとうございます。

新制度の施行時期がだんだんと近づいてきております。まだまだ計画の中にご意見を反映できる機会はあるかと思っておりますので、今日だけでなくさまざまなご意見をいただければと思います。

議題２「子ども・子育て支援新制度における利用者負担に考え方」について

網野会長

それでは議題２に移りたいと思います。「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方」です。この利用者負担につきましては、これまでも経緯をご報告いただいておりますが、このたび部会としての検討結果がまとまったということで、和泉部会長から、まずはご報告をお願いしたいと思います。

和泉委員

〈資料２－１～２－５を説明〉

網野会長

ありがとうございました。事務局から特に補足はよろしいですか。

それではただいまのご報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

羽田委員

基本的な質問で申し訳ないのですが、新制度に移行しない幼稚園は今までどおりの保育料なのですね。

事務局（保育園・幼稚園担当）

今回、私どものほうで決める幼稚園の保育料に関しましては、新制度に移行する幼稚園、認定子ども園の幼稚園コースを利用されている皆さんの保育料でございます。

新制度に移行しない今までどおりの幼稚園につきましては、幼稚園の方が定められた保育料を納めていただくことになります。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

安藤委員

先ほどご説明があったとおり、移行しない場合は各幼稚園が定める保育料ということなのですが、今、世間で騒がれているように消費税が１０％に移行しない場合は、こういう中身の点、制度としては何か変わってくるのかどうか。新制度への移行にあたっては、非常に重要なことになってくるかと思いますが、その辺のところをちょっと教えていただけますでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

制度は１０％が前提のものですが、まだまだ先が見えておりませんので、現時点では、

今後どうなっていくのか、なかなか難しいところでございます。

新制度の施設を運営するために国が公定価格を示しておりまして、これは施設運営するための基準となる運営費なのですが、もう一つ、別表で質の改善前の公定価格を示しております。消費税が10%になった場合に、国の収入として全部入ってくるのが平成29年ということなので、それまでは公定価格と質の改善前の公定価格との間で国が毎年予算で運営費を決めるという説明を受けております。今回、消費税がどうなるかまだわかりませんが、もしかしら質の改善前の公定価格に基づいた予算立てが国の方でされるのではないかなというふうに思っております。

それから、保育料の話になりますが、保育料は運営費の一部をなすものですので、例えば公定価格が10で保育料が2と決まったら、残りの8を国や都や区が給付費としてお支払いするというような制度になっておりますので、公定価格がどうなるのかといったところと保育料がどうなるのかといったところは、近いのですけれども少し切り分けて考えてもいいのかなというふうに考えてございます。

和泉委員

私のもともとの専門は経済学や社会保障なのですが、社会保障というのは財政学という国のお財布の話、地方自治体のお財布の話とも関連が深く、今回の消費税のことには、注目しているところであります。やはり新制度は走り始めていますので新制度自体はこのまま進むと思いますが、財源の部分をどうするのかというのは頭の痛いところで、地方自治体も事情がさまざまです。例えば、中野区のような特別区ですと東京都との関係がございまして。東京都がその足りない分を補ってくれるかどうか、23区内でこぼこをうまく納めてならしてくれるかどうか、対国だけではなくて東京都との関係というのが中野区では大事になってきますので、消費税の先送りが決まった後、東京都がどう動くのかというところが一つ観点になります。

消費税が先送りされた結果、財源不足となり、質の改善のところを削ることになりますと、やはり保育者の処遇ということで、そのまま子どもにも影響が出てくるということにもなります。何とか財源を確保できるような方策を取ってもらいたいわけなのですが、やはり消費税以外にそれを求めるというのはなかなか難しいのが現状です。安定的な財源としての消費税がない限り、この制度を支えていくのは難しいだろうというのは一つ専門家としての知見になります。

網野会長

ありがとうございます。

1つよろしいでしょうか。今回、保育料は所得税から住民税に算出基準が変わるわけですが、検討の中でそのことについて何か議論とか課題とか出たものはあるのでしょうか。

和泉委員

資料2-1の別紙の2(2)の認可保育所等を利用する児童の保育料のところで、区としては利用者の書類提出等の負担軽減の観点からも所得税から区民税へ変更するといった取りまとめ内容がございます。

また、旧年少扶養控除の再算定の廃止により収入に変更がなくても保育料が増減する可能性があるとなっています。例えば、多子減免にならないような上の子がいる家庭ですと、中学生までであれば旧年少扶養控除の再算定で保育料がある程度安い階層に移れていました。それをやめるということになりますと、本来の階層に戻ってもらうという形になります。同じだけ区民税を負担する能力のある方が一方で割安になっている部分について是正をする。また、既に廃止された年少扶養控除の仕組みを保育料の算定に使い続けるということ自体があまり望ましくはないだろうというところがここではあったわけです。

網野会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

安藤委員

消費税が10%になった場合とならなかった場合では、区の負担はどうなるのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

一概にどうなるかは難しいところですが、例えば現在の保育所運営ですと国が定める運営費の基準額の倍近くを区と都が支出しております。保育園の運営にこれまでどおりの経費がかかるとすれば、消費税が10%にならず、仮に公定価格が低くなってしまった場合には、区や都が何とか手当てをする必要があるのかなと思いますので、区の負担は高くなる可能性があると考えてございます。

鈴木委員

資料2-1別紙の2番目「新制度における保育料について」の(1)ですが、幼稚園等

を利用する児童の保育料の一番下の丸で、私立幼稚園において公定価格で賄えない経費を保護者から徴収する場合に補助が必要だろうというのがあります。その中で補助内容は、今後検討が必要であるとなっていますが、どのタイミングでこういったものになっていくのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

補助内容に関しましては、今後詰めていきたいと考えております。新制度がもう始まりますので、早急に対応を検討しなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

鈴木委員

ありがとうございます。

網野会長

この議題につきましては、ここで審議して承認するというものではありませんが、これを受けて今後またいろいろところで検討されていくのかと思います。

ほかによろしいでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

今回利用者負担の考え方について、部会での検討やさまざまなご意見をいただき、考え方をまとめさせていただきました。今後のスケジュールでございますが、これを受けまして、さらに区として検討を進め、区民との意見交換会やパブリック・コメント、議会報告も含めまして手続のほうを進めていきたいと考えてございます。

網野会長

よろしくお願いいたします。それでは他にないようですので、議題については終了とさせていただきます。

議題4「その他」

網野会長

その他委員の皆様方から何かございますでしょうか。

寺田副会長

1つよろしいでしょうか。中野区の中に何か子育ての特色になるものがあればいいなと思います。中野区は合計特殊出生率が低いということですが、もっと出生率を上げていくには、例えば幼稚園と保育園が中心になって「とても中野区は魅力的なまちなのだ

よ」というようなことをPRするとか、学生や外国の方も巻き込んで事業ができないだろうかとか、何かもう一度みんなで考えていくことが大事だと思います。それが中野区で子どもを産む循環と結びつけば良いのではないかなというふうに考えています。

お金がかかることなく、今すぐにでもできること。例えば、みんなで一声挨拶していこうよといった、挨拶ワッペン運動というのはどうかなと私はちょっと考えたりしています。

にこやかな笑顔だとか、お隣に声をかけていくとか、幼稚園と保育園がもっともっと手をつなぐような取り組みとか、そこに小学校・中学校を交えて総合的な支援と育成があわさったようなものを進めていけたらいいのかなというふうに感じております。

網野会長

ありがとうございました。新制度や法の趣旨を踏まえて、子育て支援をどうしたらいいかという議論の中に何となく血を通わせるような、非常に積極的なご意見をいただきました。いっぱいアイデアはあると思いますが、その中で1つでも2つでもこれを本当に実現できれば、素晴らしいことだと思います。

小林委員

待機児童対策など、保護者が働くための制度や施設がすごくクローズアップされておりますが、先ほどの小規模保育等の家庭的な雰囲気での保育のお話を聞いて、やはり小さい子どもにとって、お母さんというのは必要なのだなというのがわかりました。なるべくならやはり子どもは親が育てるべきだし、親もそうしたいと思います。

施設などを整えることも大事ですが、もう少し母親としての地位を向上させていただければすごくうれしいです。全体的にもう少し子育てを重視してもらえるような考え方ができる社会にしてほしいなと思っております。

網野会長

ありがとうございます。大事な話だと思います。子育てとは本来何が大事なのだろうと、ふっと忘れてしまって、こうあるべきという仕組みだけで議論してしまう傾向も確かにあるかと思います。この子ども・子育て会議というのは、制度が施行されて終わりではなく、今後もずっと続くので、ぜひこのような会議の中でいろいろとご意見をいただき、それが実現できれば良いなと思います。

ほかにはないようでしたら、最後に今後の予定について事務局からお願いいたします。

事務局（子ども教育経営担当）

次回の第10回会議につきましては1月16日金曜日、午後4時から6時を予定して
ございます。よろしくお願いいたします。

網野会長

それでは、本日も大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本
日の会議をこれで終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。